輸出貿易管理の法体系

経済産業公報等

官報

通達　輸出注意事項

☆輸出貿易管理令の運用について【輸出注意事項62 第11 号・62貿局第322 号】
　本通達には、外為法上の言語の定義、各貨物の解釈、特例の解釈、申請書の記載要領、内容変更の手続き等輸出申請に必要な詳細な記載がある。

☆各項番ごとの輸出注意事項
　各貨物ごとの提出書類、審査基準等の詳細な記載がある。

告示　経済産業省告示

以下の告示のように輸出貿易管理令で定める貨物の範囲、特例の適用の範囲等を定めている。
〇輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める物質を定める件【平成26年告示第161号】
〇輸出貿易管理令別表第5第12号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものを定める件【平成12年告示第741号】　等

省令　輸出貿易管理規則

第1条（許可の手続等）
　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。（以下、略）　※本省令に従い、輸出承認の手続きを行う。

政令　輸 出 貿 易 管 理 令

第2条（輸出の承認）
　次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続きに従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
　一　別表第2中欄に掲げる貨物の‥（中略）‥輸出
　一の二　（以下、略）
第4条（特例）　1（略）
　第2条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。（以下、略）

法律　外国為替及び外国貿易法

第48条（輸出の承認）　1・2（略）
3　経済産業大臣は前2項に定める場合のほか、特定の種類の‥（中略）‥貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため、‥（中略）‥必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。